

〔9〕その他

1. 執行部の審議会への議員の参画について

各市の回答によれば、法令で定められている審議会を除き参画しない傾向にある。

① 各市の運用については以下のとおり。(抜粋)

釜石	法令で定めのある場合を除き参画していない
横手	法律で参画が定められている都市計画審議会、青少年問題協議会以外は参画していない
村山	見直しを行い、法的根拠のあるものなどにしか参画しないこととした。実施の時期は改選時(11月)を原則とし、各審議会等の任期にあわせ4月から参画していないものもある
天童	法(国)に規定されているものを除き参画していない
新潟	参画の見直しについて、執行部へ依頼しており依頼のあったものについて参画
柏崎	法令、条例に基づくもの以外は参画を自粛している
十日町	法律、条例等に規定されているもの以外には参画しない
豊栄	法令等により定められたもの以外には参画していない
福井	法に定めるものを除き、原則参画していない
長野	都市計画審議会、地方社会福祉審議会、法令に定めのあるもの、及び公民館運営審議会を除き参画していない
岡谷	14年度13参画していたものを15年度3参画とした
青梅	法令等に基づくもの、議長等の充て職以外の審議会等へは参画していない
稲城	法令で定めのあるもののみ参画している
羽村	法的に議員の参画が義務付けられている審議会等、必要最小限としている
千代田	今後参画の見直しを検討する予定
中野	都市計画審議会のみ参画
横浜	法的に議員の就任が規定されているものを除き、原則として取りやめている
横須賀	法令等に定めのあるもののみ参画している
伊勢原	法令に定めるもの等について参画する
前橋	法律で定められているものを除き、審議会への参画を制限している
所沢	見直しの結果法令に定められているもの以外の参画をやめた
狭山	法的に議員の参画が義務付けられている審議会は除き、参画していない
上福岡	市議が委嘱されてる審議会はまだある
千葉	法令等により議員の選出が規定されているもの及び特別な事情があると認められる場所を除き参画しないものとしている
静岡	下記について参画している (1) 法に基づき議員参画が必置の附属機関等 (2) 当局が策定した見直し指針案の対象となっているが当面大きな課題をかかえている附属機関等 (3) 指針案の適用とならないが今後も参画が必要な附属機関等
浜松	法的に定められているもの及び広域的なものに最低限に参画している
沼津	H14に見直し、法によるものと、議会として参画を要すると思われるもののみ参画している
岡崎	原則として審議会には参画しないこととしたが、法的に参画が義務づけられている審議会以外で議長が参画の必要があると認めた審議会には参画している
豊川	14年度で見直しを行い、多くの参画を辞退した
春日井	基準を定め一部制限している

豊田	法的に議員の参画が義務付けられている審議会以外参画していない
尾張旭	法令に定めのあるものを除き、原則として参画しない
伊勢	法的に議員の参画が義務付けられている審議会のみ参画
熊野	参画の見直しをした
大垣	参画しているが検討し、一部取り止めている
吹田	一部の審議会等への参画を見直したが、現在も引き続き見直しの検討をしている
茨木	一定の見直しを行い、必要最少限の参画にしている
高石	参画している審議会もあるが、現在は減少している
大津	法令等で議員の参画が定められているもののみ参画
守山	法律で定めるもののみ参画している
鳥取	見直し後、4審議会へ参画している
米子	議員が委員として就くことが決定されている審議会のみ参画
岡山	原則として参画していないが、法的に参画が義務付けられているものか、他団体から依頼のあったものについては一部参画している
笠岡	原則、審議会への参画はとりやめている。法律や条例に基づく審議会には参画している
東広島	法に基づく審議会（都市計画審議会、民生委員推薦会、青少年問題協議会）のみ参画
萩	議会運営委員会で見直しをした結果、原則として参画しない。ただし、市民生活上重要であり議会として協力すべきものはこの限りではない
岩国	現在市長部局内の方で見直しを検討中
安芸	参画しない決議をしているが法定外の委員に就任している例あり（市長要請その他）
多久	法令に基づくもの以外は、参画しないようにしている
佐世保	法的に議員の参画が義務付けられている審議会のみ参画している
福江	政策決定にかかわる委員には原則就任しない
人吉	原則として、法的に議員の参画が義務付けられている審議会以外は辞退している
宇土	平成13年12月議会において参画の見直しがあり、33審議会のうち19辞退、14就任
宮崎	平成14年度より、法律・政令に定めがある審議会以外は全て辞退している
鹿屋	市長の諮問機関である審議会等以外に参画
指宿	議会から執行部へ要望し、現在見直し中
沖縄	法的事項のみ参画している

2. 会派制について

平成 15 年 4 月現在において、「会派制を採用している」のは 628 市 (89.9%)、「採用していない」のは 50 市 (7.1%)、「その他」は 20 市 (2.8%) となっている。

会派制を採用している 628 市の平均会派数は 5.7 会派となっている。

① 会派制のその他回答については以下のとおり。

盛岡	4会派。ほかに2グループ、会派は3人以上
湯沢	昨年度は採用していたが、4月の改選につき、現在協議中である
新潟	会派制であるが（8会派）、会派に属さない議員が一人
新発田	7会派。基本的には3名以上の議員で構成する会派を正式な会派としている（現在3名以上の会派は3会派）
新井	21名中、会派を構成している議員4名（会派：2）、他は会派なし
富山	所属議員が3人以上→6会派 一人会派→1会派
三鷹	一人会派含む。6会派
東久留米	複数人会派5（交渉会派） 一人会派2（政務調整費交付対象）
板橋	5会派あるが、交渉会派は4会派
平塚	一人会派含む。8会派
大和	7会派のほか、会派に属さない議員一人
大月	3会派。（会派に所属していない議員12名）
水戸	5会派。水戸市議会では会派の構成要件を3人以上としているので、3人未満の会派に準ずるものもある（6）
太田	議員一人の「会」を含む。会派6、会2
川口	党派又は意見を同じくする議員で、会派（交渉団体）を結成することができる（会派結成には、3人以上の所属議員が必要）。4会派
浜松	7会派。一人会派も認める
名古屋	7会派（非交渉会派3会派を含む）
久居	5会派。なお2名については1人会派であり、5会派に含まず
大垣	1会派3人以上を会派として認めている。3会派
川西	交渉団体として6会派
平田	交渉会派ではなく、政務調査費の交付対象としての会派がある。（7会派）
庄原	1会派あるが明確な形で運営されていない
佐賀	3人以上の会派が7会派となっている
八代	一人会派も認めている。9会派